

# 第7次エネルギー基本計画を踏まえた 地域共生型再エネの最大限導入に向けて

2025年 5月

資源エネルギー庁 新エネルギー課  
課長補佐 館村 宥紀

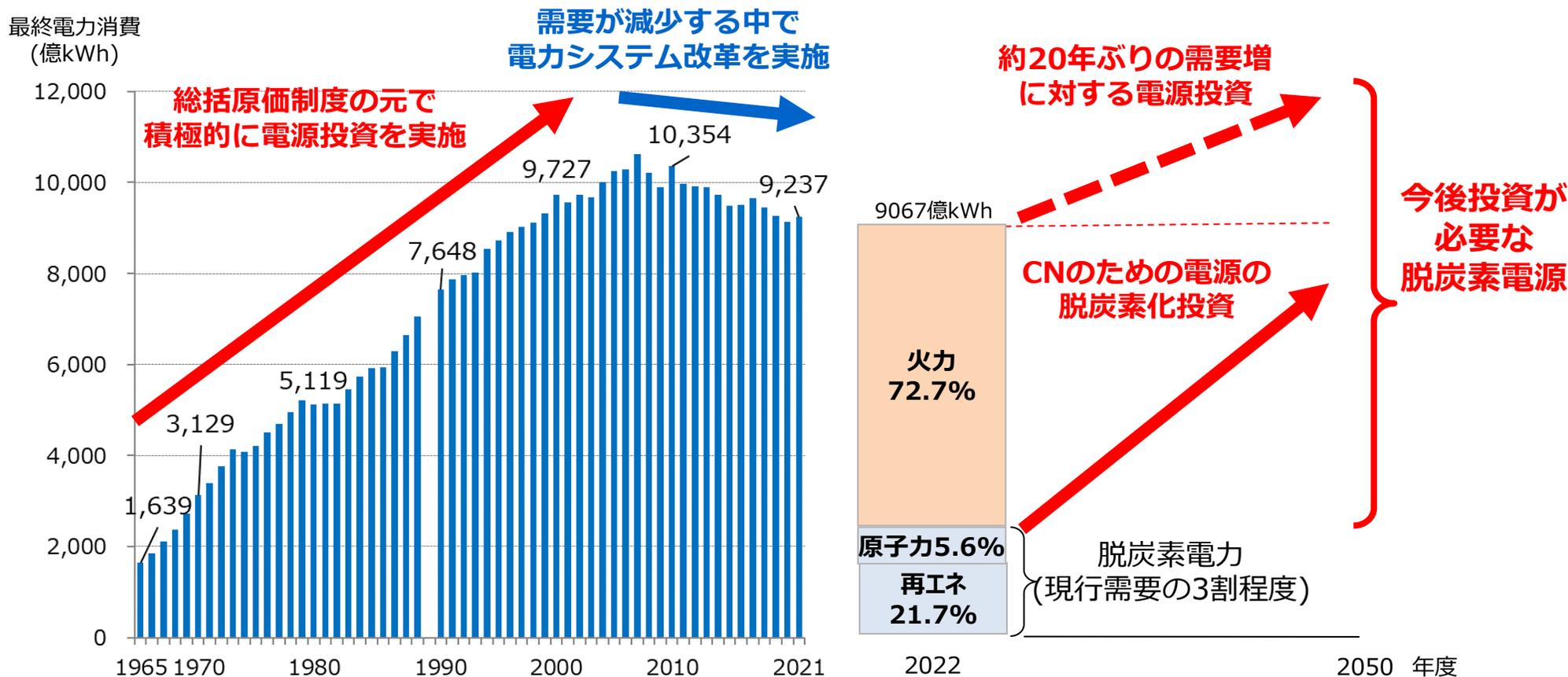
# 1. 再生可能エネルギーを巡る状況

# 再エネ電源投資の重要性

■ 半導体工場の新規立地、データセンター需要に伴い、**国内の電力需要が約20年ぶりに増加**していく見通し。2050CNに向けた脱炭素化とあいまって、**大規模な電源投資が必要な時代**に突入。これまでの電力システム改革時には必ずしも想定されていなかった状況変化が生じている。

■ **再エネ電源の供給力を抜本的に強化**しなければ、脱炭素時代における電力の安定供給の見通しは不透明に。

※電力広域的運営推進機関は、2024年度から29年度にかけて電力需要が年率0.6%程度で増加する見通しを公表（2024年1月）。



# エネルギー需給の実績と目標について

		2010年度	2013年度	2022年度	2023年度	2030年度 (政府見通し)
エネルギー自給率		20.2%	6.5%	12.6% (増加)	15.2%	30%
最終エネルギー消費量		3.8億kl	3.6億kl	3.1億kl (減少)	3.0億kl	2.8億kl
1次エネルギー供給の化石燃料割合		81.2%	91.2%	83.4% (減少)	80.8%	68%
電源構成	火力発電	65.4%	88.3%	72.6% (減少)	68.6%	41% (3,840億kWh)
	石炭	27.8%	32.9%	30.4%	28.5%	19% (1,780億kWh)
	LNG	29.0%	40.9%	33.8%	32.9%	20% (1,870億kWh)
	石油等	8.6%	14.4%	8.4%	7.3%	2% (190億kWh)
	再生可能エネルギー	9.5%	10.9%	21.8% (増加)	22.9%	36~38% (3,360~3,530億kWh)
	太陽光	0.3%	1.2%	9.2%	9.8%	14~16% (1,290~1,460億kWh)
	風力	0.3%	0.5%	0.9%	1.1%	5% (510億kWh)
	水力	7.3%	7.3%	7.7%	7.6%	11% (980億kWh)
	地熱	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	1% (110億kWh)
	バイオマス	1.3%	1.6%	3.7%	4.1%	5% (470億kWh)
原子力		25.1%	0.9%	5.6% (増加)	8.5%	20~22% (1,880~2,060億kWh)
エネルギー起源CO2排出量		11.4億t	12.4億t	9.6億t (減少)	9.2億t	6.8億t

出典：総合エネルギー統計（2023年度速報）、2030年度におけるエネルギー需給の見通しをもとに資源エネルギー庁作成

## 6. 脱炭素電源の拡大と系統整備

### <総論>

- DXやGXの進展に伴い、電力需要の増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源の確保ができなかったために、国内産業立地の投資が行われず、日本経済が成長機会を失うことは、決してあってはならない。
- 再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーや原子力などの脱炭素電源を最大限活用することが必要不可欠。
- こうした中で、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の積極的な新規投資を促進する事業環境整備及び、電源や系統整備といった大規模かつ長期の投資に必要な資金を安定的に確保していくためのファイナンス環境の整備に取り組むことで、脱炭素電源の供給力を抜本的に強化していく必要がある。

### <再生可能エネルギー>

- S+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。
- 国産再生可能エネルギーの普及拡大を図り、技術自給率の向上を図ることは、脱炭素化に加え、我が国の産業競争力の強化に資するものであり、こうした観点からも次世代再生可能エネルギー技術の開発・社会実装を進めていく必要がある。
- 再生可能エネルギー導入にあたっては、①地域との共生、②国民負担の抑制、③出力変動への対応、④イノベーションの加速とサプライチェーン構築、⑤使用済太陽光パネルへの対応といった課題がある。
- これらの課題に対して、①事業規律の強化、②FIP制度や入札制度の活用、③地域間連系線の整備・蓄電池の導入等、④ペロブスカイト太陽電池（2040年までに20GWの導入目標）や、EEZ等での浮体式洋上風力、国の掘削調査やワンストップでの許認可フォローアップによる地熱発電の導入拡大、次世代型地熱の社会実装加速化、自治体が主導する中小水力の促進、⑤適切な廃棄・リサイクルが実施される制度整備等の対応。
- 再生可能エネルギーの主力電源化に当たっては、電力市場への統合に取り組み、系統整備や調整力の確保に伴う社会全体での統合コストの最小化を図るとともに、次世代にわたり事業継続されるよう、再生可能エネルギーの長期安定電源化に取り組む。

## **2. 再生可能エネルギーの地域共生に向けた取組**

# 地域でトラブルを抱える再エネの増加



# (参考) 地域と共生した事業規律の確保 (現状の問題点)

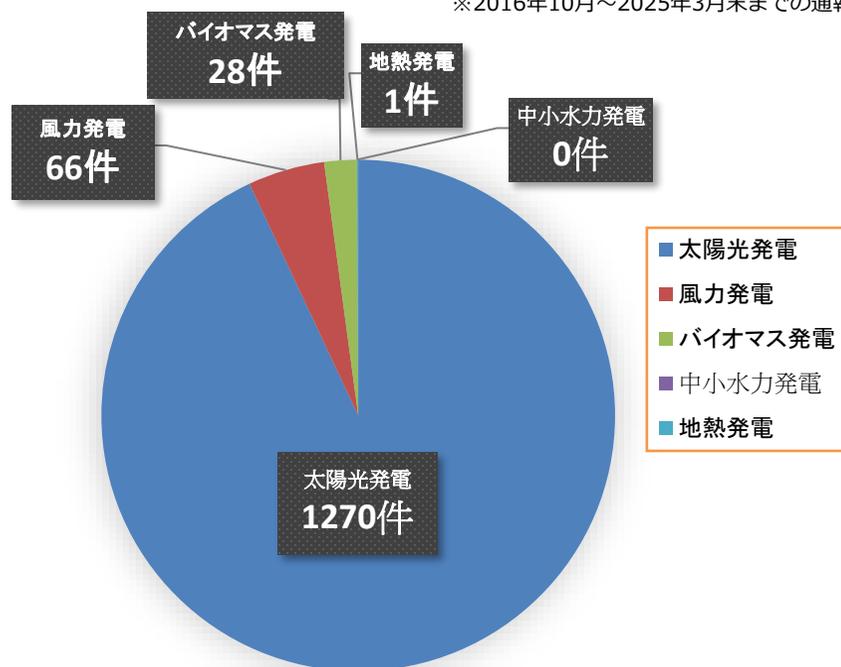
- 地域におけるトラブルが増加しており、2016年10月～2025年3月末で1,365件の相談あり。 そのうち、9割以上を太陽光発電が占めている。
- 再エネの導入による地域住民の懸念が顕在化し、実際、法令遵守できていない設備や地域で問題を抱えている設備が存在。

## <主な相談事項>

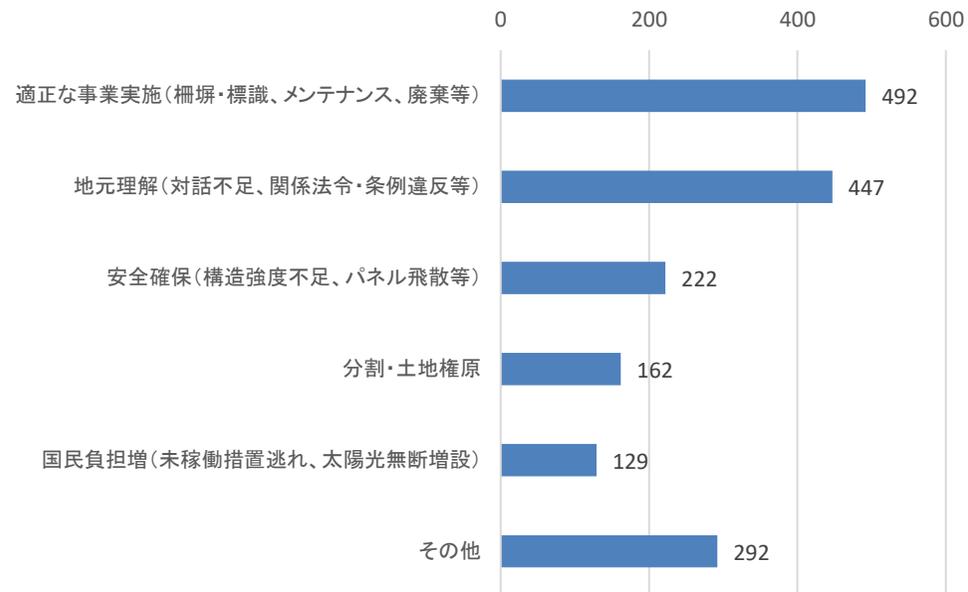
- 適正な事業実施への懸念 (事業当初～事業中の柵塀・標識の未設置やメンテナンス不良、事業終了後の廃棄)
- 地元理解への懸念 (事業者の情報が不透明、説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分)
- 事業による安全確保への懸念 (構造強度への不安、パネル飛散等)

## <情報提供フォーム (資源エネルギー庁HP) への相談内容 (電源種別) >

※2016年10月～2025年3月末までの通報内容



## <情報提供フォーム (エネ庁HP) への相談内容 >



※ 1つの相談内容を複数の項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない

# 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化

- 2023年通常国会で再エネ特措法を改正し、事業規律を強化。2024年4月から全面施行。
- 事業実施段階に応じ、適切かつ厳格に対応している。

## ① 計画 段階

- 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、許認可取得を再エネ特措法の申請要件化。
- 周辺地域への事前周知を要件化。

## ② 運転 開始後

- 違反の未然防止・早期解消を促すため、事業計画や関係法令に違反した場合に FIT/FIP交付金を留保。
- 2024年度から 事業規律違反や関係法令違反が疑われる案件の洗い出し調査にかかる新規予算を計上。

## ③ 運転 終了後

- 2022年7月から 廃棄等費用の外部積立てを開始。事業者による放置等があった場合に廃棄等積立金を活用。
- 2030年代半ば以降に 使用済太陽光パネル発生量ピークが想定。経産省と環境省で 有識者検討会を開催し、リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度整備を検討中。  
※ 加えて、パネル含有物質の情報提供を認定基準に追加。

# 申請時点における関係法令の許認可の要件化

- 森林伐採を伴う発電所設置に関しては、地域における懸念の声も大きく、実態として土砂流出等の問題が生じているなどの関係法令遵守が徹底されていないケースが発生している。
- こうした背景から、以下に示す許認可については、再エネ特措法における申請に当たり事前に取得を求めることとし、2023年10月から適用している。
  - ① 森林法における林地開発許可
  - ② 宅地造成等規制法（盛土規制法）における許可
  - ③ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可

## 【森林法の違反事例】

計画と異なる工事で法面崩落



施工不備により土砂流出



林発許可を得ずに無許可開発



(※) 上記の事案については、2024年4月2日にFIT/FIP交付金の一時停止措置を実施。

# 説明会等のFIT/FIP認定要件化

- 2024年4月以降、FIT/FIP制度の認定要件として、再エネ発電事業の内容について、周辺地域の住民に対し、説明会等による事前周知を求める。
- 具体的には、①事業計画の内容、②関係法令遵守状況、③土地権原取得状況、④事業に関する工事概要、⑤関係者情報、⑥事業の影響と予防措置（安全面（斜面への設置、盛土・切土、地盤強度等）、景観、自然環境・生活環境（騒音・振動・排水、反射光等の電源別事項）、廃棄等）の説明を求める。

※ 説明会等を実施すべき事業に該当しない場合でも、地域の実情を踏まえて、地域とのコミュニケーションを一層促進する必要がある場合に、自治体が条例等において独自に説明会の開催等を求めることを妨げるものではない。

	住宅用太陽光 (※2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧 (50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア (※1) 外	事前周知を要件としない	事前周知を要件としない (努力義務として求める)	事前周知措置が必要 (※3、※4)	説明会の開催が必要 (※4)
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア (※1) 内				

(※1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。

(※2) 10kW未満の太陽光発電事業を指す。

(※3) 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があり、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。

(※4) FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。(なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書(説明会概要報告書)を提出する等の所要の手続を行う必要がある。)

# FIT/FIP交付金の一時停止措置

- 改正再エネ特措法では、関係法令に違反する事業者等に対して、早期の是正を促すため、FIT/FIP交付金を一時停止する措置を講じている。
- 違反解消等が確認された場合は、一時停止された交付金を取り戻すことができる。他方、違反が解消されずに認定取消しに至った場合には、違反発生時点から認定取消し時点までの交付金の返還命令が可能となっている。
- 法施行日以降、関係省庁と連携の上で、まずは、次の事案に対して、一時停止措置を講じた。
  - ① 2024年4月2日、森林法違反の太陽光発電事業（計9件）  
(※) このうち4件については、違反状態が解消されたことが確認できたため、措置を解除。
  - ② 2024年8月5日、農地法違反（必要な農地転用許可を受けていないものや、収穫量8割以上の営農が継続されていないもの）等の不適切な事由が確認された営農型太陽光発電事業（計342件）
  - ③ 2024年11月25日、農地法違反や盛土規制法違反等の太陽光発電事業（計19件）
  - ④ 2025年5月19日、大規模案件を含む森林法違反の太陽光発電事業（計9件）
- 今後も、随時、関係法令に違反する事業者等には、厳格な対応を講じていく。

## 【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



※行政手続法第13条2項4号により、弁明の機会付与・聴聞等の手続は不要と整理。

# 不適切案件に対する現地調査の強化の状況

- 2024年度から、事業規律違反や関係法令違反が疑われる不適切案件に対する現地調査を実施するための新規予算を計上。2024年度、全国各地で約1300件の現地調査を行い、そのうち約1000件に行政指導等を実施している。
- (※) なお、2024年3月26日付けで、総務省から「太陽光発電設備等の導入に関する調査」を踏まえ、トラブル等の未然防止に向け、発電設備への現地調査を強化すること等が勧告された。上記の現地調査は、こうした勧告等を踏まえたもの。
- 現地調査等を通じて違反の実態が確認された場合には、保安監督部、関係省庁、自治体にプッシュ型で情報提供を行うとともに、事案に応じて、再エネ特措法に基づく指導・FIT/FIP交付金の一時停止・認定取消し等の措置を厳格に講じていく。

## <これまでに実際に現地調査で見つかった不適切事案>

管理不十分な状態で下草に覆われたパネル



基礎が露出し浮いている太陽光発電設備



盛土が大きく崩落した太陽光発電設備



### **3. 自治体の方々との情報連携の強化に向けて**

# 地方自治体等向け情報閲覧ページについて

- 資源エネルギー庁が保有する **F I T 等認定情報**や各自治体で制定している**再エネ関係の条例**に関して、「**地方自治体等向け情報閲覧ページ**」において**情報提供**しており、2025年5月時点で、**926自治体が登録済み**。
- これまで、1自治体あたり1IDとしていたところ、関係法令違反に対して速やかな対応を行うことを目的に、昨年7月末より、**1自治体あたり最大で15IDまで付与**することとした。
- 今後、各自治体組織内において、**エネルギー政策部局のみならず、関係法令を所掌する部局における利活用を促していく**。

再生可能エネルギー電子申請 

[ログアウト](#)

 **マイページ**

情報検索

利用者情報

操作マニュアル

## メニュー

設備申請情報検索 >

「設備申請情報検索」では、閲覧日時においてシステムにて申請手続き中の設備申請情報を検索することができます。  
※審査済みになった設備申請情報は検索できません。

認定設備情報検索 >

再エネ条例検索 >

「認定設備情報検索」では、閲覧日時において既に認定され、システムへの登録が完了されている認定設備情報を検索することができます。

認定情報地図検索 >

関係法令違反通報検索 >

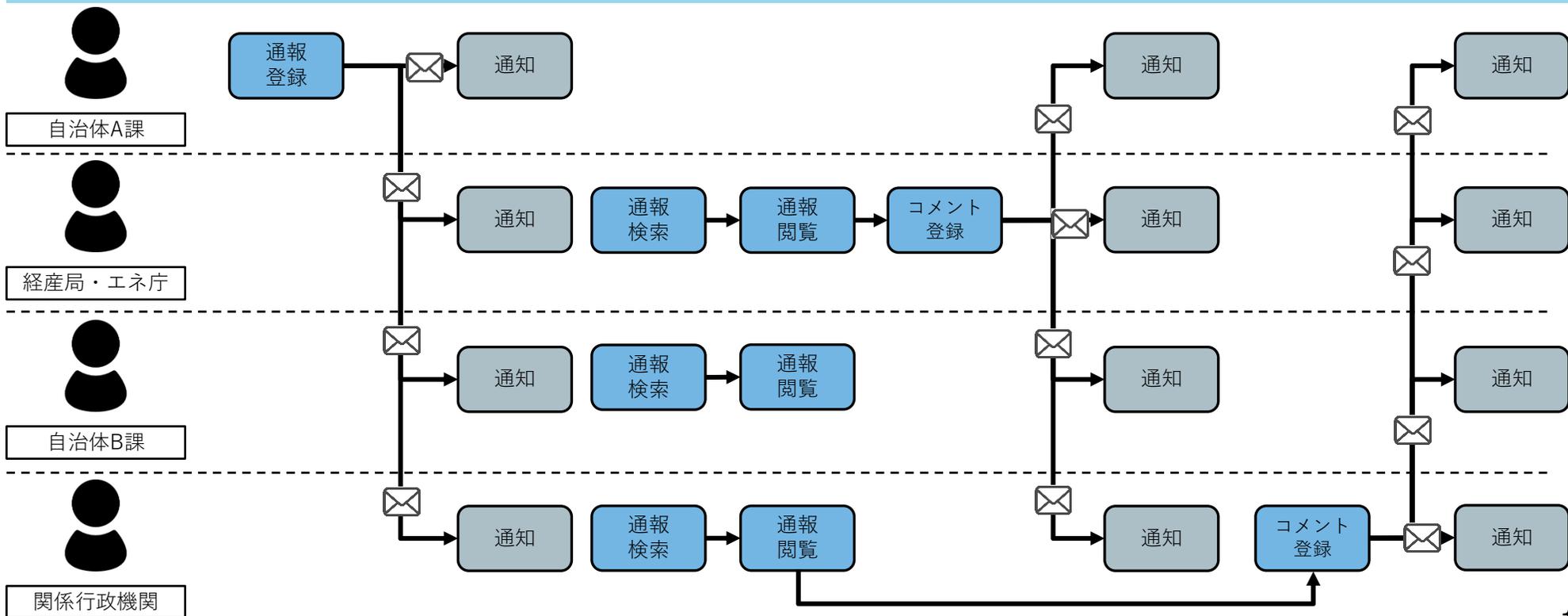
関係法令違反通報登録 >

自組織ID登録状況確認 >

**URL : <https://www.fit-portal.go.jp/local>**

# 自治体等関係行政機関向けの関係法令違反通報機能について

- 再エネ特措法では関係法令遵守を求めており、違反があった場合、自治体等の関係行政機関から通報を受け、再エネ特措法に基づく指導、改善命令、認定取消の процедуруを行うこととしているが、以下のような課題がある。
  - ① 関係行政機関と地方経産局との連携不足による、指導等の対応における初動の遅れ
  - ② 関係行政機関の間で、それぞれの許認可の状況を把握できない事
- 今回、自治体等の関係行政機関が法令違反事案を覚知した際、速やかに違反の解消を促す事を目的として、再エネ業務管理システムを活用し、違反に関する情報を簡単に登録・コメントできるツールとして2023年3月より新たな運用を開始。



# 再生可能エネルギー自治体条例検索システム

- 全国の都道府県及び市区町村を対象に、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例、規則、ガイドライン等（「条例等」という）の制定状況をアンケートにより把握し、その結果を自治体職員に限定して閲覧できるシステムを公開。
- 条例の名称、種別、制定目的のほか、自然環境や生活環境等との調和を図る観点からの手続きや立地規制を課す規定等の情報を収録している。

【本調査における「再エネ条例」について】  
 本調査における「再エネ条例」は、太陽光発電設備、または再生可能エネルギー発電設備の設置について、届出、協議、確認、同意、許可、認定、禁止等のいずれかの手続きや立地規制を課す条例を対象とし、単に立地の促進のみを規定する条例や、環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等において太陽光発電設備等の設置の規制を規定するものは対象外としている。

## 検索条件一覧

- 検索条件
- ▶ 都道府県
  - ▶ 条例等の制定時期・公布
  - ▶ 条例等の施行日
  - ▶ 条例等の種別
  - ▶ 再エネの種類
  - ▶ 届出
  - ▶ 届出等への処分等の種別
  - ▶ 条例等の対象エリア
  - ▶ 指導や助言・勧告等の規定の有無
  - ▶ 命令の規定の有無
  - ▶ 報告徴収に関する規定の有無
  - ▶ 立入調査に関する規定
  - ▶ 指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無
  - ▶ 罰則に関する規定の有無と内容

## 検索結果のイメージ

都道府県	市区町村	条例等の名称等	条例等の制定時期・公布	条例等の施行日	条例等の種別		
					1. 再エネ条例	2. 再エネ関連条例	3. 規則
北海道	久遠郡せたな町	せたな町小型風力発電（20kw未満）施設建設に関するガイドライン	2018年03月01日	2018年03月01日			
北海道	磯谷郡蘭越町	蘭越町小型風力発電施設（20kw未満）設置に係わるガイドライン	2017年11月14日	2017年11月14日			
北海道	虻田郡ニセコ町	ニセコ町再生可能エネルギー事業の適切な促進に関する条例	2021年04月01日	2022年04月01日	○		
北海道	虻田郡京極町	再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン	2022年12月06日				
北海道	古平郡古平町	古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	2020年03月13日	2020年03月13日	○		
北海道	余市郡赤井川村	赤井川村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	2020年03月30日	2020年04月01日			
北海道	夕張郡長沼町	長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例	2021年06月22日	2021年07月01日	○		
北海道	上川郡東神楽町	東神楽町再生可能エネルギー推進条例		2013年04月01日		○	
北海道	増毛郡増毛町	増毛町小型風力発電施設設置に係るガイドライン	2017年12月01日	2017年12月01日			
北海道	苫前郡苫前町	苫前町小形風力発電施設設置に関するガイドライン	2017年10月01日	2017年12月01日			
北海道	苫前郡羽幌町	羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する条例	2021年06月23日	2021年06月23日	○		

# 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト及び情報提供フォームについて

- 「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト」については、再エネ特措法に基づき、**FIT/FIP認定を受けた事業者の情報を都道府県別に公表**しているもの。
- 「情報提供フォーム」については、**地域でトラブルになっている再エネ発電事業を把握**するために、当該フォームを通じて**資源エネルギー庁宛ての情報提供**を呼びかけているもの。
- いずれも一般市民の方が利用可能。

事業計画認定情報 公表用ウェブサイト  
( <https://www.fit-portal.gov.jp/publicinfo> )

情報提供フォーム ( <https://saiene.go.jp/register/> )



The screenshot shows the '情報提供フォーム' (Information Provision Form) interface. It includes several required fields marked with a red asterisk: '電源の種類' (Power Source Type) with radio button options for solar, wind, biomass, small hydro, and geothermal; '郵便番号' (Postal Code) with input fields for 105 and 8501 and an '自動住所入力' (Auto Address Input) button; '都道府県' (Prefecture) with a dropdown menu; and '設備所在地' (Equipment Location) with an input field and a note to specify the location and address. There is also a '認定ID' (Certification ID) field with an input field and a note to enter a 10-digit alphanumeric code.